

駐車監視員活動ガイドライン

【巣鴨 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外にも、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	国道17号	白山通り	西巣鴨4-14先	巣鴨1-21先	7-22	
2	国道254号	春日通り	東池袋2-45先東池袋三丁目交差点	南大塚3-1先	7-22	
3	主要地方道305号	明治通り	西巣鴨4-15先	上池袋1-11先上池袋2丁目交差点	7-22	左記における豊島区内の明治通り

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道455号	本郷通り	駒込2-8先霜降橋交差点	駒込1-1先	7-22	左記における豊島区内の本郷通り
2	区道	折戸栄とお岩通り	北大塚2-27先	西巢鴨4-4先	7-22	
3	都道436号	プラタナス通り	南大塚1-52先	南大塚1-1先	9-19	
4	区道	南大塚通り	南大塚2-45先	南大塚2-15先	7:30-19	
5	区道	地藏通り	巢鴨3-21先	巢鴨4-13先	7-22	
6	区道	庚申塚通り	西巢鴨2-6先	西巢鴨2-39先堀割交差点	7-22	
7	区道	巢鴨駒込間線路沿い	巢鴨2-5先	駒込4-1先	7-22	
8	区道	染井通り	駒込4-1先	駒込5-4先	7-22	
9	区道	西巢鴨橋通り	東池袋2-45先	北大塚3-29先	7-22	
10	区道	空蝉橋通り	北大塚3-34先空蝉橋下交差点	東池袋2-1向原交差点	9-19	
11	都道	宮仲公園通り	上池袋1-39先上池袋交差点	北大塚2-15先大塚駅北口交差点	9-19	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(白山通り、明治通り)周辺	7-22	
2	JR巢鴨駅、大塚駅、駒込駅周辺	7-22	
3	JR大塚駅北口駅前商店街及び周辺	7-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	サンシャイン60周辺	7-22	
2	巢鴨駅歓楽街周辺	7-22	
3	南大塚3丁目周辺	7-22	

巢鴨警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z20LC第310号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。